

半期報告書

(第9期中) 自 平成18年11月1日
 至 平成19年4月30日

ファースト住建株式会社

兵庫県尼崎市東難波町五丁目 6番9号

(591205)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1. 業績等の概要	3
2. 生産、受注及び販売の状況	4
3. 対処すべき課題	5
4. 経営上の重要な契約等	5
5. 研究開発活動	5
第3 設備の状況	6
1. 主要な設備の状況	6
2. 設備の新設、除却等の計画	6
第4 提出会社の状況	7
1. 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	9
(4) 発行済株式総数、資本金等の状況	9
(5) 大株主の状況	9
(6) 議決権の状況	10
2. 株価の推移	11
3. 役員の状況	11
第5 経理の状況	12
中間財務諸表等	13
(1) 中間財務諸表	13
(2) その他	30
第6 提出会社の参考情報	31
第二部 提出会社の保証会社等の情報	32

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年7月27日
【中間会計期間】	第9期中（自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日）
【会社名】	ファースト住建株式会社
【英訳名】	First Juken Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 雄司
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
【電話番号】	06(4868)5388(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 松下 弘和
【最寄りの連絡場所】	兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
【電話番号】	06(4868)5388(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 松下 弘和
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自平成16年 11月1日 至平成17年 4月30日	自平成17年 11月1日 至平成18年 4月30日	自平成18年 11月1日 至平成19年 4月30日	自平成16年 11月1日 至平成17年 10月31日	自平成17年 11月1日 至平成18年 10月31日
売上高 (千円)	16,695,737	20,553,441	23,937,282	34,991,212	43,258,915
経常利益 (千円)	2,011,784	1,917,821	2,217,455	3,960,527	4,406,522
中間(当期)純利益 (千円)	1,193,887	1,126,671	1,333,866	2,349,977	2,607,078
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,584,000	1,584,000	1,584,000	1,584,000	1,584,000
発行済株式総数 (株)	16,900,000	16,900,000	16,900,000	16,900,000	16,900,000
純資産額 (千円)	8,680,224	10,607,991	13,084,270	9,751,816	11,919,401
総資産額 (千円)	19,333,871	25,473,240	28,899,119	21,681,732	30,293,278
1株当たり純資産額 (円)	513.63	627.70	774.23	576.03	705.30
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	70.65	66.67	78.93	138.05	154.27
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	5.00	10.00	10.00	20.00	20.00
自己資本比率 (%)	44.9	41.6	45.3	45.0	39.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,741,720	△1,531,295	3,153,810	△3,672,410	△1,835,347
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△32,163	△118,360	△30,976	△165,492	△243,811
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	672,011	2,381,653	△2,414,057	1,416,341	4,552,237
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	6,504,951	5,917,260	8,367,118	5,185,262	7,658,340
従業員数 (人)	144	193	221	153	203

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資損益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第8期から、純資産額の算定にあたり「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年4月30日現在

従業員数（人）	221
---------	-----

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 従業員数は、平成18年10月期末より18名増加しておりますが、事業規模の拡大に伴う中途採用及び新卒採用による増加であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業部門の好調さを背景とした景気回復が続いており、消費者マインドや所得がおおむね横ばいで推移しているものの、個人消費に持ち直しの動きがみられてまいりました。雇用情勢が改善したことから、所得の伸びが改善すれば、個人消費は増加していくものと期待される一方、原油価格の動向や、金融情勢、税制改革の先行きなど、依然として予断を許さない経営環境が続いております。

不動産業界におきましては、地価の上昇が依然として続いている、平成19年の地価公示でも当社が事業を行う近畿圏では、地価の上昇傾向がより一層現れています。特にこの傾向は、高級住宅地やブランド力の高い地域、利便性・収益性の高い地域では高い上昇がみられており、これが地域全体の平均を押し上げる要因となっております。

このような環境の中、当社では引き続き事業エリアの拡大に努め、戸建分譲事業における販売棟数の増加を目指して取り組んでおります。当中間会計期間におきましては、平成19年2月に奈良県下に初の拠点となる奈良支店（奈良県奈良市）を開設いたしました。

この結果、当中間会計期間の売上高は、239億37百万円で、前年同期比16.5%の増加となりました。経常利益は、22億17百万円で、前年同期比15.6%の増加となりました。また、中間純利益は、13億33百万円で、前年同期比18.4%の増加となりました。

なお、事業の種類別の業績は、次のとおりであります。

① 戸建分譲事業

戸建分譲事業におきましては、支店展開を推進し、事業エリア及び販売棟数の拡大に努めた結果、戸建分譲事業に係る販売棟数は876棟（前年同期比14.5%増）となり、売上高は、237億41百万円（同16.2%増）となりました。

② マンション分譲等事業

マンション分譲等事業におきましては、前期から開始しておりますマンション・リノベーションに係る案件での販売戸数が3戸（前年同期比－）となり、売上高は、67百万円（同一）となりました。

③ 請負工事事業及びその他事業

請負工事事業及びその他事業における売上高は、それぞれ14百万円（前年同期比7.1%減）、1億13百万円（同12.9%増）となっております。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期末における現金及び現金同等物は、83億67百万円となり、前事業年度末に比べて7億8百万円増加しております。各キャッシュ・フローの状況とそれの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は31億53百万円（前年同期は15億31百万円の使用）となりました。その主な要因は、税引前中間純利益22億68百万円、たな卸資産の減少額15億85百万円、前渡金の減少額4億79百万円、法人税等の支払額10億51百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は30百万円（前年同期比73.8%減）となりました。その主な要因は、有形固定資産の取得による支出26百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は24億14百万円（前年同期は23億81百万円の収入）となりました。その主な要因は短期借入金の純減少額22億45百万円、配当金の支払額1億69百万円であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績を事業種類別に示すと、次のとおりであります。

事業種類別	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)			
	件数	前年同期比 (%)	金額 (千円)	前年同期比 (%)
戸建分譲事業	944	+35.4	25,594,441	+35.6
マンション分譲等事業	4	—	93,404	—
請負工事事業	1	—	14,095	△7.1
合計	—	—	25,701,941	+36.1

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 件数欄については、戸建分譲事業及び請負工事事業は棟数、マンション分譲等事業は戸数を表示しております。

(2) 受注状況

当社は見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業種類別・地域別に示すと、次のとおりであります。

事業種類別	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)			
	件数	前年同期比 (%)	金額 (千円)	前年同期比 (%)
滋賀県	35	—	857,697	—
	46	△27.0	1,256,480	△22.8
	268	△17.5	8,115,082	△10.7
	426	+18.7	10,877,837	+17.5
	101	+676.9	2,634,573	+608.1
	—	—	—	—
戸建分譲事業	876	+14.5	23,741,670	+16.2
大阪府	2	—	39,702	—
	1	—	27,911	—
マンション分譲等事業	3	—	67,613	—
兵庫県	1	—	14,095	—
請負工事事業	1	—	14,095	△7.1
その他事業	—	—	113,903	+12.9
合計	—	—	23,937,282	+16.5

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれおりません。

2. 件数欄については、戸建分譲事業及び請負工事事業は棟数、マンション分譲等事業は戸数を表示しております。

3. 戸建分譲事業、マンション分譲等事業及び請負工事事業における地域別の分類は、物件の属する地域によって分類しております。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に計画外の重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等についての重要な変更は、次のとおりあります。

① 除却

休止中の施設となっておりました旧江坂支店事務所の建物を除却する予定でしたが、今後賃貸等への活用も含めて検討するために除却の計画を中止しました。

② 売却

休止中の施設となっておりました旧江坂支店事務所の土地を売却する予定でしたが、今後賃貸等への活用も含めて検討するために売却の計画を中止しました。

(2) 当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、改修について完了したものは、次のとおりあります。

① 新設

事業所名 (所在地)	施設の内容	取得価額(千円)	完了年月
本社 (兵庫県尼崎市)	基幹システムカスタマイズ (工事部)	3,870	平成19年1月
本社 (兵庫県尼崎市)	基幹システムカスタマイズ (経理課)	2,000	平成18年12月
本社 (兵庫県尼崎市)	ファイルサーバー	3,252	平成19年1月

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

② 改修

事業所名 (所在地)	施設の内容	取得価額(千円)	完了年月
本社 (兵庫県尼崎市)	改修工事	6,226	平成19年1月

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	67,600,000
計	67,600,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） (平成19年4月30日)	提出日現在発行数（株） (平成19年7月27日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	16,900,000	16,900,000	大阪証券取引所 (市場第二部)	—
計	16,900,000	16,900,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年7月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年1月29日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年6月30日)
新株予約権の数（個）	815 (注1)	815 (注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	81,500 (注1)	81,500 (注1)
新株予約権行使時の払込金額（円）	2,215 (注2)	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年1月30日 至 平成23年1月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,215 (注2) 資本組入額 1,108 (注2)	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める場合はこの限りではない。 ② 新株予約権の質入その他の処分は認めない。 ③ 当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の内容に抵触していないこと。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めるものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会における発行する新株予約権の総数及び新株予約権の目的となる株式の数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 平成16年4月30日現在の株主に対し、平成16年6月21日付で普通株式1株を2株に分割しております。これにより「新株予約権行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日	—	16,900,000	—	1,584,000	—	1,338,350

(5) 【大株主の状況】

平成19年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
中島 雄司	兵庫県西宮市	5,155,000	30.50
伏見管理サービス株式会社 シービーニューヨークオッペンハイマークエストインターナショナルバリューファンドインク (常任代理人 シティバンク・エヌ・エイ東京支店) ジェーピーエムシービーオムニバスユースペンショントリーティージャスデック380052 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	東京都西東京市柳沢1-6-3 6803 SOUTH TUCSON WAY CENTENNIAL CO 8 0112-3924 U.S.A (東京都品川区東品川2-3-14) 270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 1001 7, U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	1,800,000 1,697,500 660,100	10.65 10.04 3.91
五十嵐 幸造	福井県坂井市	312,000	1.85
シービーエヌワイオッペンハイマーインターナショナルバリューファンド (常任代理人 シティバンク・エヌ・エイ東京支店)	6803 SOUTH TUCSON WAY CENTENNIAL, C 0 80112 USA (東京都品川区東品川2-3-14)	310,200	1.84
牛島 慎吾	神戸市西区	300,000	1.78
森脇 利典	兵庫県西宮市	270,000	1.60
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーサブアカウントアメリカンクライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHART LONDON E1 4 5NT UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	260,500	1.54
ベイリーギフォードシンニッポンピーエルシー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	1 RUTLAND COURT EDINBURGH EH38EY SCOTLAND (東京都中央区日本橋兜町6-7)	259,000	1.53
計	—	11,024,300	65.23

(注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2. キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニーおよびその共同保有者であるキャピタル・インターナショナル・リミテッド、キャピタル・インターナショナル・インク、キャピタル・インターナショナル・エス・エイから平成18年9月5日付で提出された大量保有報告書等により、平成18年8月29日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー	11100 Santa Monica Boulevard, 15th Fl., Los Angeles, CA 90071, U.S.A.	1,479,600	8.76
キャピタル・インターナショナル・リミテッド	25 Bedford Street, London, England WC2E 9HN	36,400	0.22
キャピタル・インターナショナル・インク	11100 Santa Monica Boulevard, 15th Fl., Los Angeles, CA 90025, U.S.A.	171,100	1.01
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ	3 Place des Bergues, 1201 Geneva, Switzerland	13,000	0.08

3. オッペンハイマーファンズ・インクから平成19年4月27日付で提出された大量保有報告書等により、平成19年4月23日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
オッペンハイマーファンズ・インク	2 World Financial Center, 225 Liberty Street, New York, New York, U.S.A.	2,007,700	11.88

4. 前事業年度末現在主要株主でなかったシービーニューヨークオッペンハイマークエストインターナショナルバリューファンドインクは、当中間期末では主要株主となっております。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成19年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,899,200	168,992	—
単元未満株式	普通株式 600	—	—
発行済株式総数	16,900,000	—	—
総株主の議決権	—	168,992	—

②【自己株式等】

平成19年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式数に対する所有株式数の割合(%)
ファースト住建株式会社	兵庫県尼崎市東難波町5-6-9	200	—	200	0.00
計	—	200	—	200	0.00

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年11月	12月	平成19年1月	2月	3月	4月
最高(円)	1,300	1,289	1,268	1,230	1,195	1,095
最低(円)	1,090	1,167	1,171	1,166	1,053	1,005

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成17年11月1日から平成18年4月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年11月1日から平成19年4月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成17年11月1日から平成18年4月30日まで）及び当中間会計期間（平成18年11月1日から平成19年4月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成18年4月30日)		当中間会計期間末 (平成19年4月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年10月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		5,917,260		8,367,118		7,658,340	
2. 売掛金		870		567		519	
3. たな卸資産		17,821,959		19,338,856		20,952,055	
4. 前渡金		845,852		207,561		687,100	
5. 繰延税金資産		101,963		113,511		122,076	
6. その他		22,256		24,475		45,741	
流動資産合計		24,710,162	97.0	28,052,090	97.1	29,465,833	97.3
II 固定資産							
1. 有形固定資産							
(1) 建物	※1	90,371		114,545		90,330	
(2) 土地		492,976		539,864		528,338	
(3) その他	※1	64,495		72,294		69,643	
有形固定資産合計		647,844		726,704		688,312	
2. 無形固定資産		23,728		26,704		23,707	
3. 投資その他の資産		91,505		93,620		115,424	
固定資産合計		763,078	3.0	847,028	2.9	827,445	2.7
資産合計		25,473,240	100.0	28,899,119	100.0	30,293,278	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 支払手形		1,759,300		614,680		1,781,150	
2. 支払信託	※2	—		1,951,750		806,170	
3. 工事未払金		2,482,423		2,443,097		2,518,764	
4. 短期借入金		9,210,500		9,310,000		11,555,000	
5. 未払法人税等		820,000		910,689		1,073,265	
6. 前受金		183,845		165,581		222,353	
7. 役員賞与引当金		9,600		9,000		16,000	
8. その他	※3	326,420		384,572		318,976	
流動負債合計		14,792,088	58.1	15,789,369	54.6	18,291,679	60.4
II 固定負債							
1. 退職給付引当金		18,560		25,478		22,197	
2. 役員退職慰労引当金		54,600		—		60,000	
固定負債合計		73,160	0.3	25,478	0.1	82,197	0.3
負債合計		14,865,248	58.4	15,814,848	54.7	18,373,876	60.7

②【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	百分比(%)	金額(千円)	百分比(%)	金額(千円)	百分比(%)
I 売上高		20,553,441	100.0	23,937,282	100.0	43,258,915	100.0
II 売上原価		17,435,070	84.8	20,313,973	84.9	36,317,508	84.0
売上総利益		3,118,370	15.2	3,623,309	15.1	6,941,407	16.0
III 販売費及び一般管理費		1,176,396	5.7	1,359,569	5.7	2,504,478	5.8
営業利益		1,941,974	9.4	2,263,739	9.5	4,436,928	10.3
IV 営業外収益	※1	2,757	0.0	2,280	0.0	40,662	0.1
V 営業外費用	※2	26,911	0.1	48,564	0.2	71,068	0.2
経常利益		1,917,821	9.3	2,217,455	9.3	4,406,522	10.2
VI 特別利益	※3	—	—	50,800	0.2	—	—
税引前中間(当期)純利益		1,917,821	9.3	2,268,255	9.5	4,406,522	10.2
法人税、住民税及び事業税		804,135	903,322	1,835,709			
法人税等調整額		△12,985	791,149	31,067	934,389	△36,265	1,799,443
中間(当期)純利益		1,126,671	5.5	1,333,866	5.6	2,607,078	6.0
前期繰越利益		6,554,165		—		—	
中間(当期)未処分利益		7,680,836		—		—	

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計			
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
平成18年10月31日 残高	1,584,000	1,338,350	1,338,350	5,400	8,992,246	8,997,646	△595	11,919,401	11,919,401	
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当 (注)	—	—	—	—	△168,997	△168,997	—	△168,997	△168,997	
中間純利益	—	—	—	—	1,333,866	1,333,866	—	1,333,866	1,333,866	
中間会計期間中の変動額合計	—	—	—	—	1,164,868	1,164,868	—	1,164,868	1,164,868	
平成19年4月30日 残高	1,584,000	1,338,350	1,338,350	5,400	10,157,115	10,162,515	△595	13,084,270	13,084,270	

(注) 平成19年1月の定時株主総会における利益処分項目であります。

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計			
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
平成17年10月31日 残高	1,584,000	1,338,350	1,338,350	5,400	6,824,661	6,830,061	△595	9,751,816	9,751,816	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当 (注)	—	—	—	—	△253,496	△253,496	—	△253,496	△253,496	
剰余金の配当（中間配当額）	—	—	—	—	△168,997	△168,997	—	△168,997	△168,997	
利益処分による役員賞与 (注)	—	—	—	—	△17,000	△17,000	—	△17,000	△17,000	
当期純利益	—	—	—	—	2,607,078	2,607,078	—	2,607,078	2,607,078	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	2,167,585	2,167,585	—	2,167,585	2,167,585	
平成18年10月31日 残高	1,584,000	1,338,350	1,338,350	5,400	8,992,246	8,997,646	△595	11,919,401	11,919,401	

(注) 平成18年1月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間(当期)純利益		1,917,821	2,268,255	4,406,522
減価償却費		19,902	24,051	46,203
引当金の増加額(△減少額)		20,289	△63,718	35,726
受取利息及び受取配当金		△233	△332	△399
支払利息		20,560	47,862	60,549
たな卸資産の減少額(△増加額)		△2,315,006	1,585,143	△5,445,102
前渡金の減少額(△増加額)		△661,022	479,539	△502,270
その他流動資産の減少額		35,776	21,344	16,257
仕入債務の増加額(△減少額)		154,516	△96,557	1,018,877
前受金の増加額(△減少額)		30,742	△56,772	69,250
未収又は未払消費税等の増減額		52,187	2,681	23,231
その他流動負債の増加額		33,107	56,485	75,051
役員賞与の支払額		△17,000	—	△17,000
その他		3,378	△15,425	42,766
小計		△704,980	4,252,558	△170,335
利息及び配当金の受取額		233	332	399
利息の支払額		△21,547	△47,941	△65,287
法人税等の支払額		△805,001	△1,051,138	△1,600,123
営業活動によるキャッシュ・フロー		△1,531,295	3,153,810	△1,835,347

		前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△101,383	△26,571	△180,624
無形固定資産の取得による支出		—	△4,405	△18,386
投資有価証券の取得による支出		—	—	△40,000
その他投資の増加額		△16,977	—	△4,800
投資活動によるキャッシュ・フロー		△118,360	△30,976	△243,811
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額		2,628,600	△2,245,000	4,973,100
配当金の支払額		△246,946	△169,057	△420,862
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,381,653	△2,414,057	4,552,237
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額		731,997	708,777	2,473,078
VI 現金及び現金同等物の期首残高		5,185,262	7,658,340	5,185,262
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※	5,917,260	8,367,118	7,658,340

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) ——</p> <p>(2) たな卸資産 販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金 個別法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券 その他有価証券 時価のないもの：移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資產 同左</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) たな卸資產 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 建物 定額法 その他 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 11年～42年 構築物 10年～40年 車両運搬具 2年～6年 工具器具備品 2年～10年</p> <p>(2) 無形固定資産：ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 建物（建物附属設備を除く。） 定額法 その他 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 11年～42年 構築物 10年～40年 車両運搬具 2年～6年 工具器具備品 2年～10年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、当期末における支給見込額のうち当中間会計期間において負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（中期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算した当期末の退職給付債務に基づき計上しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額の100%相当額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 ―― (追加情報) 当社では、従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく計上をしておりましたが、平成18年11月15日開催の取締役会決議により、平成19年1月26日をもって役員退職慰労金制度の廃止を決議いたしました。 上記決議に基づき、制度廃止日以降の役員退職慰労引当金の繰入を中止するとともに、従来の慰労金相当額につきましては、平成19年1月26日開催の第8回定時株主総会で支給が決議された役員退職慰労金を除き、全額を当中間会計期間において取り崩しております。	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額の100%相当額を計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5. 中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左
6. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 税抜方式によっております。控除対象外消費税等は、固定資産に係わるものは投資その他の資産の「その他」に計上し5年間の均等償却を行っており、それ以外は期間費用としております。	消費税等の処理方法 同左	消費税等の処理方法 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月30日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」（会計基準委員会企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。これにより、従来、株主総会決議時に未処分利益の減少として会計処理していた役員賞与を、当中間会計期間から発生時に費用処理しております。これにより、従来の方法と比較して、販売費及び一般管理費が9,600千円増加し、営業利益、経常利益、税引前中間純利益がそれぞれ同額減少しております。</p>	_____	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（会計基準委員会企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。これにより、従来、株主総会決議時に未処分利益の減少として会計処理していた役員賞与を、当事業年度から発生時に費用処理しております。</p> <p>なお、従来の方法と比較して、販売費及び一般管理費が16,000千円増加し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、11,919,401千円であります。</p> <p>また、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
_____	_____	_____
_____	_____	_____

前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月30日)
――――――	<p>(減価償却方法の変更)</p> <p>当中間会計期間から、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。</p> <p>なお、この変更による営業利益、経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	――――――

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月30日)
――――――	――――――	<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度まで売上高に掲記しておりました「マンション分譲売上」は、当事業年度から新たに発生したマンション・リノベーションに係る売上高を含め「マンション分譲等売上」として表示することにしました。</p> <p>なお、当事業年度の「マンション分譲等売上」の金額35,262千円は、全てマンション・リノベーションに係る売上高であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年4月30日)	当中間会計期間末 (平成19年4月30日)	前事業年度末 (平成18年10月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 93,129千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 132,742千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 114,226千円
※2	※2	※2 支払信託 当事業年度より、一部の仕入先等への支払方法に一括支払信託方式を導入しております。 これにより、従来の方法と比較して、支払手形が806,170千円減少し、支払信託が同額増加しております。
※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※3 消費税等の取扱い 同左	※3
4 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行11行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 14,600,000千円 借入実行残高 9,210,500千円 差引額 5,389,500千円	4 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行13行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 18,020,000千円 借入実行残高 9,310,000千円 差引額 8,710,000千円	4 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行12行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 15,520,000千円 借入実行残高 11,555,000千円 差引額 3,965,000千円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 233千円	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 332千円	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 389千円 安全協力会費収受金 30,885千円
※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 20,560千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 47,862千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 60,549千円
※3	※3 特別利益のうち主要なもの 役員退職慰労引当金取崩益 50,800千円	※3
4 減価償却実施額 有形固定資産 17,972千円 無形固定資産 1,930千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 20,643千円 無形固定資産 3,408千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 41,092千円 無形固定資産 5,110千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自平成18年11月1日 至平成19年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	16,900,000	—	—	16,900,000
合計	16,900,000	—	—	16,900,000
自己株式				
普通株式	263	—	—	263
合計	263	—	—	263

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間会計期間末残高（千円）
			前事業年度末	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
提出会社	平成16年1月29日 定時株主総会決議 新株予約権	普通株式	95,000	—	13,500	81,500	—
	合計	—	95,000	—	13,500	81,500	—

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年1月26日 定時株主総会	普通株式	168,997	10	平成18年10月31日	平成19年1月29日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月14日 取締役会	普通株式	168,997	利益剰余金	10	平成19年4月30日	平成19年7月24日

前事業年度（自平成17年11月1日 至平成18年10月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	16,900,000	—	—	16,900,000
合計	16,900,000	—	—	16,900,000
自己株式				
普通株式	263	—	—	263
合計	263	—	—	263

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成16年1月29日 定時株主総会決議 新株予約権	普通株式	117,000	—	22,000	95,000	—
	合計	—	117,000	—	22,000	95,000	—

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年1月27日 定時株主総会	普通株式	253,496	15	平成17年10月31日	平成18年1月27日
平成18年6月16日 取締役会	普通株式	168,997	10	平成18年4月30日	平成18年7月18日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年1月26日 定時株主総会	普通株式	168,997	利益剰余金	10	平成18年10月31日	平成19年1月29日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目的 金額との関係 (平成18年4月30日現在) 現金及び預金勘定 5,917,260千円 現金及び現金同等物 5,917,260千円	※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目的 金額との関係 (平成19年4月30日現在) 現金及び預金勘定 8,367,118千円 現金及び現金同等物 8,367,118千円	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借 対照表に掲記されている科目の金額との 関係 (平成18年10月31日現在) 現金及び預金勘定 7,658,340千円 現金及び現金同等物 7,658,340千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年11月1日 至 平成18年4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定に準じて記載を省略しております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 同左	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により記載を省略しております。

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成18年4月30日現在)

該当事項はありません。

当中間会計期間末 (平成19年4月30日現在)

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (千円)
(1) その他有価証券 非上場株式	40,000

前事業年度末 (平成18年10月31日現在)

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (千円)
(1) その他有価証券 非上場株式	40,000

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自平成17年11月1日 至平成18年4月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

当中間会計期間 (自平成18年11月1日 至平成19年4月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

前事業年度 (自平成17年11月1日 至平成18年10月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間（自 平成18年11月1日 至 平成19年4月30日）

1. ストック・オプションに係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

前事業年度（自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社の取締役 3名 当社の監査役 1名 当社の従業員 43名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 127,000株
付与日	平成16年2月21日
権利確定条件	付与日（平成16年2月21日）以降、権利確定日（平成18年1月29日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	特に定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年1月30日 至 平成23年1月29日 権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める場合はこの限りではない。

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

		平成16年 ストック・オプション
権利確定前	(株)	
前事業年度末		117,000
付与		—
失効		—
権利確定		117,000
未確定残		—
権利確定後	(株)	
前事業年度末		—
権利確定		117,000
権利行使		—
失効		22,000
未行使残		95,000

② 単価情報

		平成16年 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	2,215
行使時平均株価	(円)	—
公正な評価単価（付与日）(円)		—

(持分法損益等)

前中間会計期間（自平成17年11月1日 至平成18年4月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自平成18年11月1日 至平成19年4月30日）

該当事項はありません。

前事業年度（自平成17年11月1日 至平成18年10月31日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年11月 1 日 至 平成18年 4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年 4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月 1 日 至 平成18年10月31日)
1 株当たり純資産額 627円70銭 1 株当たり中間純利益 金額 66円67銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり 中間純利益金額については、希薄化 効果を有する潜在株式が存在しない ため記載しておりません。	1 株当たり純資産額 774円23銭 1 株当たり中間純利益 金額 78円93銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり 中間純利益金額については、希薄化 効果を有する潜在株式が存在しない ため記載しておりません。	1 株当たり純資産額 705円30銭 1 株当たり当期純利益 金額 154円27銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額については、希薄化 効果を有する潜在株式が存在しない ため記載しておりません。

(注) 1 株当たり中間（当期）純利益金額および潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年11月 1 日 至 平成18年 4月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年11月 1 日 至 平成19年 4月30日)	前事業年度 (自 平成17年11月 1 日 至 平成18年10月31日)
1 株当たり中間（当期）純利益金額			
中間（当期）純利益（千円）	1,126,671	1,333,866	2,607,078
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—	—
普通株式に係る中間（当期）純利益 (千円)	1,126,671	1,333,866	2,607,078
期中平均株式数（株）	16,899,737	16,899,737	16,899,737
潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益金額			
中間（当期）純利益調整額（千円）	—	—	—
普通株式増加数（株）	—	—	—
（うち新株予約権（株））	(—)	(—)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後 1 株当たり中間（当期）純利益 の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 1 種類 (新株予約権の数 1,120個) なお、これらの概要 は「第 4 提出会社の状 況、1 株式等の状況、 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりで あります。	新株予約権 1 種類 (新株予約権の数815 個) なお、これらの概要 は「第 4 提出会社の状 況、1 株式等の状況、 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりで あります。	新株予約権 1 種類 (新株予約権の数950 個) なお、これらの概要 は「第 4 提出会社の状 況、1 株式等の状況、 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりで あります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

平成19年6月14日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (イ) 中間配当による配当金の総額 | 168,997千円 |
| (ロ) 1株当たりの金額 | 10円00銭 |
| (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 平成19年7月24日 |

(注) 平成19年4月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第8期）（自 平成17年11月1日 至 平成18年10月31日）平成19年1月29日近畿財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

平成19年1月15日近畿財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

平成19年7月23日近畿財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

(3) 臨時報告書の訂正報告書

平成19年7月23日近畿財務局長に提出。

平成19年1月15日提出の臨時報告書（主要株主の異動）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年7月14日

ファースト住建株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 斎藤 博道 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松本 要 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石黒 一裕 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているファースト住建株式会社の平成17年11月1日から平成18年10月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成17年11月1日から平成18年4月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファースト住建株式会社の平成18年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年11月1日から平成18年4月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年7月27日

ファースト住建株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 斎藤 博道 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柳 年哉 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石黒 一裕 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているファースト住建株式会社の平成18年11月1日から平成19年10月31日までの会計年度の中間会計期間（平成18年11月1日から平成19年4月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファースト住建株式会社の平成19年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年11月1日から平成19年4月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。